

秋田県八峰町及び能代市沖における協議会
漁業影響調査検討委員会の設置について

令和 6 年 9 月
秋田県
合同会社八峰能代沖洋上風力

1. 趣旨

経済産業大臣、国土交通大臣及び秋田県知事は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成 30 年法律第 89 号。以下「再エネ海域利用法」という。）第 9 条の規定に基づき、2020 年 11 月に秋田県八峰町及び能代市沖における協議会（以下「協議会」という。）を設置し、2021 年 9 月に「秋田県八峰町及び能代市沖」が促進区域として指定され、2024 年 3 月に合同会社八峰能代沖洋上風力が本海域の選定事業者として選定されたところである。

今後実施される漁業影響調査に関する事項について、協議会の構成員を基本としつつ、専門家等も加えながら、実務者間で詳細な検討を行うことを目的に、協議会の下に実務者会議として「秋田県八峰町及び能代市沖における協議会 漁業影響調査検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置することとする。

2. 事務局

検討委員会の事務は、秋田県産業労働部クリーンエネルギー産業振興課及び合同会社八峰能代沖洋上風力が行う。

3. 議事の公開

検討委員会は原則として公開し、その資料及び議事要旨も原則として公開する。ただし、取り扱う議事の内容に鑑み、事務局が必要と認めるときは会議を非公開とすることができ、その資料及び議事要旨の全部又は一部を非公開とすることができる。